

# (鳥取県) 令和6年度発達障害児者地域生活支援モデル事業報告会

本県では、在宅の強度行動障がい児者に係る支援体制構築事業を実施。スキームは以下のとおり。

## 支援協議会

県（障がい福祉課・  
子ども発達支援課）

自閉症協会

（役割）

各圏域での取組の共有や、全体調整等を担う。  
年2、3回程度開催。

本事業における県の取組

- ▶ 支援協議会の枠組み構築
- ▶ エールに専任の会計年度職員2名配置
- ▶ 支援事業者へのアウトリーチ支援の経費補助
- ▶ 指導者へのアドバイザー対応の謝金
- ▶ 法定サービスの手前の支援（体験利用等）の経費補助
- ▶ 専門研修の受講支援（受講奨励金）

## 支援ワーキンググループ（WG）

県発達障がい者  
支援センター

市町村

基幹相談

特別支援学校

専門家

入所施設等  
※必要に応じて

（役割）

個別ケースにおける支援状況の確認、在宅支援の調整、  
将来的なサービス利用に向けた調整等を担う。  
月1回程度開催（対象者ごと）。

## 対象者・家族への支援

支援事業者

指導者（例：厚生事業団）

支援に同行・アドバイスを実施

在宅に入り、環境調整を実施

対象者・家族

# (鳥取県) 令和6年度発達障害児者地域生活支援モデル事業報告会

支援対象としている16ケースの概要は以下のとおり。左端に▶のマークがついているケースは、毎月開催している「支援ワーキンググループ」内で支援の進捗状況や支援方針について検討している事例。反対に、マークがついていないものは行動障がいが軽減、あるいは状態像の定点観測 + 再燃時の対応としているケースです。

市町村 (▶=稼働ケース)	性別／年代 (○=学生)	主な課題行動	20年	21年	22年	23年	24年	25年	現在の居所
東部① (八頭町)	男／30代	■器物破損 ■他害	8月						自宅
東部② (八頭町)	男／20代	■拘り行動 ■無届外出		6月					自宅
東部③ (鳥取市)	男／30代	■他害 ■器物破損 ■迷惑行為			8月				GH
▶ 東部④ (鳥取市)	男／30代	■放尿 ■外出・通院できない				5月			自宅
▶ 東部⑤ (鳥取市)	男／10代○	■陰部出し ■過食 ■夜間の騒音				5月			自宅
東部⑥ (鳥取市)	女／10代○	■父親へのちょっかい					5月		自宅
▶ 中部① (倉吉市)	男／20代	■昼夜逆転 ■大声・奇声	8月						自宅
▶ 中部② (三朝町)	男／20代	■昼夜逆転 ■拘り行動		3月					自宅
中部③ (倉吉市)	男／20代	■学校送迎の車から降りられない			10月				入所施設
▶ 西部① (米子市)	男／30代	■破衣行為 ■他害 ■器物破損	8月						自宅
▶ 西部② (米子市)	女／20代	■他害 ■拘り行動	12月						自宅
▶ 西部③ (境港市)	男／20代	■自傷 ■他害		8月					自宅
▶ 西部④ (米子市)	男／20代	■暴言 ■他害 ■確認行動			8月				GH
▶ 西部⑤ (境港市)	男／20代	■器物破損 ■自傷 ■無届外出			10月				GH
▶ 西部⑥ (米子市)	女／30代	■自傷 ■大声・奇声				5月			自宅
西部⑦ (境港市)	男／30代	■自傷 ■拘り行動					5月		自宅

# (鳥取県) 令和6年度発達障害児者地域生活支援モデル事業報告会

## 【現在の状況】

- 16ケースの対応方法を整理すると以下の通り (④が定点観測ケース)。

対応方法	東部	中部	西部
① 定期的な事業所訪問を主軸とし、対面での助言／モデルを行う	1 2 3 4 5 6	1 2 3	1 2 3
② ご家族への面談を主軸とし、保護者支援と事業所への助言を行う		● ●	● ●
③ 相談支援専門員との連携を主軸とし、相談経由で事業所へ助言を行う		●	●
④ 2-3か月に1回、利用事業所管理者や相談支援専門員から状況を伺う	● ● ●	●	● ● ●

※すべてのケースで相談支援専門員と情報を共有。また、年2回BPI-S調査を行い、数値上での状態評価を実施

- 「集中的な対応」から「定点観測」に移行したケースの共通点

- 対象者の知的障がいの程度が、中-重度
- 居所の変更や事業所変更、支援者の意識変更など、課題行動を起こさなくてよい生活環境へ